

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで
- 2 意見募集の結果 20人・団体 79件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1	全体	2050年という近未来の目標がカーボンニュートラルであるならば、技術、経済、文化、生活、価値観等の大きな変化を考慮して、将来の目標とするカーボンニュートラルの世界の姿を具体的にデザインする姿勢が必要ではないか。	御意見を踏まえ、府民がカーボンニュートラルな未来を想像し、自身のとるべき行動について考え、また、その内容を家族や身近な人と話し合うこと等を促すような施策の実施に努めます。
2	全体	化石資源に依存しない脱炭素社会の必要性やメリットを明記した上で、再エネ普及等による地域内での経済的な循環を構築することが、持続可能で魅力的な京都の実現が可能になることを明記することが望ましい。	御意見のとおり、地域資源を活用した地域における再生可能エネルギーの導入は、脱炭素社会の実現に向けた貢献に加え、地域雇用の創出や地域内経済循環による経済活性化、さらに災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった社会的な効用も生み出します。こうした趣旨及び実現にかかる施策については、合わせて中間案の意見募集を実施した「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)」に明記しています。
3	全体	税財政のグリーン化を行い、基礎自治体における「脱炭素まちづくり」の推進、既存の省エネ技術の導入や選択、再生可能エネルギー普及が推進される仕組みを構築する必要がある。	「税制のグリーン化」については、現在国において二酸化炭素の排出量に応じ企業などに負担を求める炭素税の導入が検討されており、こうした財源を地方自治体における地域の実情に応じた脱炭素化施策等に活用できるよう国に対して要望しているところです。市町村とも連携しながら引き続き地域の「脱炭素まちづくり」を目指してまいります。
4	全体	(p30)「目標達成のために実施すべき取組」では、「推進、促進」とあるが、「何をすべきか」を明記する必要がある。	「目標達成のために実施すべき取組」は、現状と課題等を踏まえた「加速すべき取組の方向性」を整理したのになります。目標達成に向けた具体的な施策については、「(3)目標達成に向けた取組」において、9つの分野ごとに、本計画の基本的な考え方や施策の推進に当たって着目すべき視点を踏まえ、明記しています。
5	数値目標	京都議定書をはじめとする地球環境保全をリードする京都府として、高みの目標を達成することは重要。2050年二酸化炭素排出ゼロを目指すため、逆算して2030年度目標を温室効果ガス排出量60%削減(基準年度:2013年度)とされたい。現在のエネルギー資源の高騰からも、今後は省エネルギー化と再生可能エネルギー導入は急速に進む情勢なので、達成可能と考える。	今回の改定案では、目標年度の社会的、経済的将来予測を考慮し、国の計画を踏まえつつ、府が行うべき対策の削減効果を算定して、削減目標を再設定しましたが、ご指摘のとおり、府として高みの目標を目指すことは重要であり、(2030年度46%以上削減に捉われず)「より早い」削減目標の達成と「さらなる高み」を目指して、緩和策の取組を加速してまいります。
6	数値目標	バックキャストで具体的施策による削減量を積み上げた実現可能性のある計画にするべき。	削減目標については、中間案に記載のとおり、国・府による具体的施策による削減効果の見込みを積み上げたものになっています。目標達成に向け、施策の着実な推進を図ります。
7	数値目標	「これからの10年の取組が重要」と書かれているが、スピード感を持ってシステムチェンジしないといけないことを府民に伝えるため、目標(2030年46%削減)は前倒しで進めることが重要であると明記願う。	当面の目標である「2030年度46%以上削減(2013年度比)」については、前倒しして達成を目指すことが重要であると考えており、改定案では、「より早い」削減目標の達成と「さらなる高み」を目指して取組を加速することを明記しています。
8	数値目標	日本全国には鉄鋼業などGHG排出削減が難しい部門を抱える自治体もあるため、当該部門の少ない京都においては、早急に大幅に削減を進める必要があり、少なくとも2030年までに50%を目指すなど、国よりも意欲的に目標を設定し、排出削減をリードしていくことを希望。	
9	数値目標	1.5°C目標達成のためには、カーボンバジェットを考えに基づく目標設定が必要で、京都議定書採択の地である京都であれば、60%以上の目標にすることが望ましい。	
10	数値目標	京都議定書採択の地として、気候危機の回避のため気温上昇を1.5°C未満に抑えるという視点から、現行の国の目標に準じるのではなく、府独自により高い目標(60%以上)を設定していただきたい。	
11	数値目標	1.5°C目標達成のためには、カーボンバジェットの考えに基づく目標設定が必要で、京都議定書採択の地である京都であれば、60%以上の目標にすることが望ましい。	
12	数値目標	地球温暖化対策の推進は喫緊の課題であることから、温室効果ガス排出量の削減目標をより高い目標(46%以上削減)に改め、推進することに賛同。一方で、2020年度実績19.1%減(2013年度比)という進捗度の評価がわかりにくく、新たな目標である「46%以上削減」をどう捉えて良いのか分かりにくい。	2020年度における2013年度比19.1%減という実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も受けており(在宅時間の増加に起因する家庭部門の増加等により前年度比2.8%増)評価が難しいところですが、「46%以上削減」の実現は容易ではなく、世代・組織・地域を越えたあらゆる主体と連携して、着実に歩みを進めていく必要があると考えています。
13	事業活動	解決の容易でない気候変動問題について、地域金融機関と連携し、中小企業をも含めた“京都全体”で課題解決にチャレンジしていく施策は先進的な取組として評価。このような取組を通じて、さらに魅力と活力のある京都府の形成に期待する。	御意見を踏まえ、引き続き地域金融機関等と連携しながら、地域の脱炭素化を通じた地域課題の解決に取り組んでまいります。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで

2 意見募集の結果 20人・団体 79件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
14	事業活動	「目標達成のために実施すべき取組」では、「支援します」とあるが、どのように支援するかを明記する必要がある。	支援の内容については、すでに方向性が固まっているものについては、計画内に概要のみ明記していますが、制度の詳細(補助制度の内容等)等については省略しています。また、本計画は2030年度までの推進計画であることから、支援内容が固まっていないもの(検討中のもの)についても、計画内に明記しております。
15	事業活動	大規模事業者向けの計画書制度がこれまで一定の成果を上げてきていることから、目標削減率の強化は望ましい方向。その上で、報告書により蓄積されているデータを活用することが望ましい。	データ活用については、御指摘を踏まえ、「同制度により蓄積されたデータを新たな施策立案等に活用します。」と追加します。
16	事業活動	「環境配慮型経営の促進」とあるが、「脱炭素経営の促進」と記載するのが望ましい。その上で、企業・事業所の対策を評価し、認証制度によって、入札・調達の際の条件設定や税制優遇、民間融資の際の優遇などの制度の創設が必要である。	御意見のとおり「脱炭素経営の促進」に修正します。また、御意見いただいた脱炭素に取組企業が優遇される仕組みについては、中間案に記載した地域脱炭素化コンソーシアム等において金融機関等とも連携しながら検討いたします。
17	事業活動	新型コロナウイルス感染拡大後、多くの中小企業が経営に苦しんでいる事を配慮した上で、業種・業態が異なる様々な企業に合わせた省エネ改修等の支援が必要。	御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰などの影響を受けている府内中小事業者への省エネ改修等の支援は重要な課題と考えており、令和4年度は補正予算等で小規模事業者などが行う省エネ対策や経営効率化の取組への緊急支援を実施してきたところです。御意見を踏まえ、引き続き省エネ改修支援等の充実を図ってまいります。
18	事業活動	公共施設の省エネ化、ZEB化を促進し、多くの府民が来館することで省エネ設備や環境に配慮した電力調達等を学んで欲しい。	府では、令和3年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン(第2期)」に基づき、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを見据え、今後予定する府有施設の新築・建替・大規模改修においては、原則、ZEB化(ZEB Ready以上)を目指すとしています。本年度から開始した「京都府ZEBアドバイザー」制度も活用しながら、府・市町村の公共施設等のZEB化を促進しているところですが、御意見も踏まえて、府民への周知・情報発信も含めて取り組んでまいります。
19	事業活動	下水処理施設において、汚泥の有効活用とともに、敷地や屋根を利用した太陽光パネルの設置、職員による節電の励行により、省エネ・地球温暖化対策に取り組んでいただきたい。	府の一部の浄化センターでは、汚泥の消化により発生する消化ガスを活用した発電設備や、屋上を利用した太陽光発電設備を導入していますが、御意見を踏まえて、引き続き再生可能エネルギーの導入促進等に取り組んでまいります。
20	自動車交通	公用車のEV普及が進んでいない状況の中、EV導入だけに捉われず、既存の公用車の運用を効率化して脱炭素化を推進できる取組に賛同。着実に実行できる施策から取り組むことで、脱炭素社会に向けた取り組みを加速化していただくことを期待。	御意見を踏まえ、引き続き運用効率化を通じた公用車の脱炭素化に取り組むとともに、府内市町村等への波及に努めてまいります。
21	自動車交通	EV導入には、各家庭での太陽光パネルとセットで普及促進することがユーザー(府民)にとってわかりやすく、ディーラーと太陽光設置業者の提携を促進することで自動車の買い替え時にEV車と太陽光発電の普及ができるのではないかと。	御意見を踏まえ、自動車販売店やハウスメーカー・太陽光発電設備施工会社等と連携しながら、電気自動車と太陽光発電設備の導入促進に取り組んでまいります。
22	自動車交通	自動車購入予定者が販売員から自動車の環境性能情報の適切な説明を受けることは重要。公正な情報開示に加え、販売店は「価格帯や使用目的、世帯数などの購入予定者が求める車種」やエコカー減税等を伝えることが重要。	環境性能の高い自動車の普及は、運輸部門の温室効果ガス排出量削減のためには重要と考えており、京都府地球温暖化対策条例において、自動車販売業者に、新車を購入しようとする方への自動車環境情報の説明を義務づけています。また、前年度において新車を100台以上販売した自動車販売事業者に対しては、自動車環境情報の適切な説明を推進するエコカーマイスターを府が実施する講習会を修了した者から選任することを義務付けており、いただいた御意見については、講習会の実施に当たり参考とさせていただきます。
23	自動車交通	エコドライブの実績は地球温暖化対策だけでなく、安全運転、道路交通法遵守にもつながり、府民やバス、タクシー、トラック乗務員がエコドライブを実践することが重要。デジタル技術を活用した渋滞の回避、災害級の気象情報への対応、最適な道順の選択等にも期待。	エコドライブの推進は、運輸部門の温室効果ガス排出量削減のためには重要と考えており、京都府地球温暖化対策条例において、50台以上の車両を自動車等を管理する事業者には、運転者がエコドライブを行うことを推進するエコドライブマイスターを府が実施する講習会を修了した者から選任することを義務付けています。いただいた御意見については、講習会の実施に当たり参考とさせていただきます。
24	自動車交通	沿岸域での取り組みの一つとして、藻場の保全などのブルーカーボンの推進や水素を動力にした大型船舶の航行が考えられる。船舶の温室効果ガスゼロへの取り組みに期待。	御意見を参考に、藻場や干潟等による二酸化炭素の吸収・固定化や船舶の脱炭素化に取り組んでまいります。
25	自動車交通	「交通渋滞」による環境負荷は大きく、道路管理者及び公安委員会の責務・役割を示すべきではないか。	交通渋滞の緩和・解消は運輸部門における温室効果ガス削減の課題の一つと考えており、いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
26	自動車交通	「フードマイレージ」(「食料総重量」×「輸送距離」km)の概念を踏まえて「地産地消」を推進すべきではないか。	食料の地産地消は運輸に係る温室効果ガスの排出削減に向けた重要な取組と考えており、いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
27	自動車交通	国土交通省はモーダルシフトを利用する配送事業者への補助制度を設けているが、今後はモーダルシフトとともに同種同業のトラック輸送を行う事業者同士が連携したムーブシェアの推進も必要。	物流や交通における交通手段の転換(モーダルシフト)や共同輸配送等の移動手段の共有(ムーブシェア)の取組の推進は、運輸部門における温室効果ガス削減の重要な対策と考えています。御意見を参考に引き続き業界団体等と連携しながら運輸部門の脱炭素化を促進してまいります。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで
- 2 意見募集の結果 20人・団体 79件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
28	自動車交通	近年、宅配ボックスの設置や宅配業者からの事前通知等の様々な再配達防止に向けた取組がなされているが、府民一人々が意識して対策することが重要。	宅配便の再配達削減に取り組み、物流の効率化を推進することは運輸部門における温室効果ガス削減の重要な対策と考えています。御意見を参考に、府民への周知・広報発信を実施してまいります。
29	自動車交通	人工林での計画的な植林、間伐、伐採を行い、安定した国産材、とりわけ府内産の木材の調整が必要だが、府内の人工林を府内で活用することでウッドマイレージを減らせば、トラックなどの交通機関による温室効果ガスの削減に繋がる。	府内産木材の利用促進に向け、府では、京都府産木材認証制度や京都府地球温暖化対策条例による建築物への府内産木材の利用促進、木材製品の普及・開発の支援制度に加え、府施設における府内産木材の率先利用を行っています。御意見を踏まえ、今後一層府内産木材の利用促進を図ってまいります。
30	建築物	地球温暖化対策においては創エネに注目が集まっているが、省エネと両輪で進めることが重要。特に、ZEBの普及については当面の課題であるが実績が少ないことから、専門家の派遣等の支援を是非進めていただきたい。	御意見を踏まえ、引き続きZEBの普及に向けて専門家派遣等の総合的な支援に取り組んでまいります。
31	建築物	建築物における木材利用を通じて、人工林で植林、間伐、伐採を繰り返すことで若い木が育ち、温室効果ガスの吸収に加え、豪雨災害による倒木や山脈の表層なだれの防止になり、豪雨、台風による被害も少なくなる。	温暖化対策だけでなく、森林保全・災害対策の観点も含めて、府内産木材の利用促進の取組を進めてまいります。
32	建築物	京都府庁の屋上緑化は今後も維持されたい。また、府営住宅・北山再整備等に当たっても緑化計画を考えていただきたい。	屋上緑化は地球温暖化対策のひとつとして、ヒートアイランド現象の緩和や都市環境の改善が期待されています。府では、このことを広く府民の皆さんに知っていただくための先導的モデルとして、府庁第2号館の屋上を緑化しております。御意見を参考に、引き続き率先して緑化対策に取り組んでまいります。
33	家庭	タイトルに「家庭(電気機器、住宅を含む)」とあるが、省エネ設備・再エネ設備、住宅省エネ性能向上のことが記載されていることから、「家庭(設備、構造を含む)」等に変更してはどうか。	本分野における取組については、省エネ性能の高い家電へ買替等の電気機器に関する取組と(再エネ設備等の躯体以外も含む)住宅の脱炭素化に関する取組を記載していることから、タイトルは「家庭(電気機器、住宅を含む)」といたします。
34	家庭	「家庭においてエネルギー消費量の多い照明や家電製品からの温室効果ガスを削減するため、省エネ効果の高い家電等(LED等の高効率照明、ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器、家庭用燃料電池等)への買替を推進します。」と括弧書きで省エネ設備の具体例も含めて記載することで、広く府民へ浸透を図ってはどうか。	住宅における設備・電気機器の省エネ化については、御意見をいただいた照明・給湯器・燃料電池等に加えて、テレビ・空調・冷蔵庫等の様々な家電設備が対象となるため、個別の設備等の記載は省略しますが、住宅の省エネ設備の導入について府民へ浸透を図るよう、冊子等による啓発に取り組んでまいります。
35	家庭	住宅対策について、鳥取県と同程度の断熱・気密性能の基準を設定して、その上で、高断熱・高气密の住宅の建設が進むような支援の制度(工務店や建築主などへ)が必要である。	住宅の断熱・気密性能の向上は、脱炭素化、暮らしの質の向上の観点から重要と考えています。他府県の制度に加え、建築物省エネ法改正の動向(2025年度までに住宅の省エネルギー基準への適合義務化が開始)も注視しながら施策を検討してまいります。
36	家庭	工務店や建築主に対する、高断熱・高气密の住宅の建設を促進する支援の制度づくりが必要。	住宅の断熱・気密性能の向上による脱炭素化について、御意見のとおり工務店・建築主に対する促進の取組は重要と考えています。府では、本年度、支援工務店の方が建築主への説明に使えるパンフレット・ガイドブックの作成や、府民向けセミナーの開催等の取組を行っていますが、引き続き取組を強化してまいります。
37	家庭	家庭部門の温室効果ガス削減に向けて、省エネ機器の導入や省エネ型住宅への改修等は重要である。	家庭部門は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等(在宅時間の増加等)により排出量が増加しており、府としても特に対策が必要な分野と考えております。引き続き府民の皆さまの省エネ機器の導入や省エネ改修を促すべく、省エネ・再エネ設備・機器の導入促進に向けた啓発や融資制度・補助制度を通じて、暮らしの質の向上にもつながるエネルギー効率の高い住宅の普及に取り組んでまいります。
38	家庭	家庭部門の温室効果ガスの削減は、最大の課題であり、計画の内容を参考に温室効果ガス削減に向けて、考えていきたい。	
39	家庭	地球温暖化防止対策や環境問題に配慮して、新築のネット・ゼロ・エネルギーハウスにお住まいの方、住む事を考えている方が多くなれば家庭部門の温室効果ガス排出量の削減、電力など水道光熱費の削減になる。	家庭におけるエネルギー消費には住宅の断熱性能が深く関係しており、工務店等とも連携しながらZEHの普及啓発を進めてまいります。
40	家庭	2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で在宅時間・オンライン会議の増加等の新しい生活様式への転換があったが、それにより、排出量はどう推移したか、府民に報告いただきたい。	2020年度の府内排出量の実績については、2013年度比19.1%減、前年度比2.8%増となっています。特に、家庭部門においては、御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等(在宅時間の増加等)により、増加しております。
41	家庭	家庭部門における温室効果ガスの削減を進めるには、府民一人一人の行動変容が必要であり、そのためには普及啓発が重要。誰もが地球温暖化対策に興味、関心を持ち、楽しく取り組めるよう絵文字、ピクノグラフ等の工夫も必要。	御意見のとおり、家庭部門における温室効果ガスの削減を進めるためには、府民一人ひとりの行動変容に向けた普及啓発が必要と考えております。御意見を参考に、府民がカーボンニュートラルな未来を想像し、関心を持ってもらえるように工夫しながら普及啓発を行ってまいります。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで
- 2 意見募集の結果 20人・団体 79件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
42	家庭	自転車を積極的に利用することで、温室効果ガスの削減になる。また、府民の持続可能な公共交通機関(バス・鉄道等)の維持とともに、地球温暖化対策としての公共交通機関の利用を考えていく必要がある。	公共交通の利用促進や自転車の活用は、温室効果ガス削減に加え、健康増進や混雑緩和等にも貢献するものであり、府民への啓発等を進めてまいります。
43	家庭	高断熱・高气密の住宅の建設が進める工務店や建築主等へ支援の制度が必要。	住宅の断熱・気密性能の向上による脱炭素化について、工務店・建築主に対する促進の取組は重要と考えています。府では、工務店の方が建築主への説明に使えるパンフレット・ガイドブックの作成や、府民向けセミナーの開催等の取組を行っていますが、御意見を踏まえて引き続き取組を強化してまいります。
44	再生可能エネルギー	「地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、法に基づく環境配慮基準を設定」されることに賛同。区域設定に係る市町村への支援や促進区域の設定及び事業化などのさらに具体的な取組みの促進を期待。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
45	再生可能エネルギー	山林を切り崩して太陽光パネルを設置すると、CO2の吸収が減り、土砂災害の危険性が増す。また、日照時間が短いところに設置している例もある。このようなことがないよう、府で太陽光パネルの設置基準を設けるとともに、住民の承諾も必要とするようにするべきである。	府では、地域共生型の再エネ事業の普及促進に取り組むこととし、再エネの導入拡大に当たって、環境との調和を図るとともに、地域住民の理解を得ることを前提とし、開発を伴う再エネ導入に当たり、森林法や砂防法等の関係法令のほか、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等に基づく安全対策や、環境アセスメント制度を通じた事前の影響予測及び対策等を開発行為者に求めているところです。また、改正地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村は再エネ導入に係る「促進区域」を設定できることとされ、都道府県は当該区域の設定の考え方等の基準を定めることができることから、今回の中間案において当該基準案を作成したところです。基準を定め、周辺の環境保全に対して配慮がなされるようにすることで、地域との合意形成も円滑になり、ひいては地域共生型の再エネ導入につながるものと考えます。
46	再生可能エネルギー	2050年のカーボンニュートラルに向けては、電化はそれにより増える需要を脱炭素化された電力で賄うことや水素はカーボンフリーで作ること等が重要であるため、「事業活動に伴うエネルギー消費のあり方として、電化や水素化を進めるとともに再生可能エネルギー需要の拡大を図る必要があります。」とあるが、「事業活動に伴うエネルギー消費のあり方として、脱炭素化された電力による電化や電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料(水素、合成メタン、バイオマス等)へ転換することを進めるとともに再生可能エネルギー需要の拡大を図る必要があります。」としてはどうか。	御意見のとおり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては「脱炭素化された電力」や「カーボンニュートラルな水素等」の活用が必須と考えますが、本計画期間である2030年度までのカーボンニュートラルへの移行期においては、これらに限定せずに電化及び水素化を進めていくことが将来のカーボンニュートラルの実現に向けては重要と考えております。
47	再生可能エネルギー	市町村が意欲的に促進区域の選定を行おうとする意識醸成が必要であり、府の基準の中に、制度趣旨、区域指定に当たっては導入ポテンシャルを考慮すること、地元経済への貢献や農業・林業等との共生への展開及び他地区での実施事例等を盛り込むべきではないか。	御意見のとおり、市町村による促進区域の設定を促進することは府の役割の一つと認識しています。改定案に明記のとおり、促進区域の候補となるエリアや想定される地域経済・社会の持続的発展の貢献の例示に加え、設定に当たっての市町村への支援(セミナーの開催等)を継続的に実施してまいります。
48	再生可能エネルギー	これからの持続可能な農業を考えると農地を活用したソーラーシェアリングの普及は有効であり、農政部門とも連携して普及促進に取り組まれないか。	
49	再生可能エネルギー	持続可能な農業のためのソーラーシェアリング設置を基礎自治体が推進できる支援策が必要。また、地域資源を望ましい形で活用するためには、「地域環境権」を明記し、コミュニティ参加や市民・地域協働発電所の設置を支援する仕組みが必要。	御意見を踏まえ、関連部局の連携のもと、ソーラーシェアリングの普及に取り組んでまいります。
50	再生可能エネルギー	持続可能な農業のためのソーラーシェアリング設置を基礎自治体が推進できる支援策が必要ではないか。	
51	再生可能エネルギー	府内で再生可能エネルギーの最大限の導入促進のためには、小規模の建築物への太陽光発電設備設置の義務化を行う必要がある。東京都の制度を参考にし、府内の状況に合わせた制度設計を行い、これまでの制度を強化することが望ましい。	建築物の屋根は太陽光発電設備の導入ポテンシャルが大きく、(すでに京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例において導入が義務づけられている)中規模以上の建築物のみならず、御意見のとおり小規模な建築物においても導入を促していく必要があると考えております。令和3年度より、小規模建築物も含めて建築士による建築主への説明義務制度を創設したところですが、引き続き建築士団体等とも連携しながら、小規模建築物への再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。
52	再生可能エネルギー	小規模の建築物への太陽光発電設備設置の義務化をおこなう必要がある。東京都の制度なども参考に、既存の制度の活用も含め、府内の状況に合わせた制度設計を行い、これまでの制度を強化されたい。	

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで
 2 意見募集の結果 20人・団体 79件
 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
53	再生可能エネルギー	風力発電は、低周波、異常振動、ヘリ等との接触といった危険がある。	風力発電は、騒音等による生活環境への影響や生態系への影響等、事業実施に当たり配慮すべき事項が多く存在し、今回の中間案で作成した促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)においても、そうした環境配慮事項ごとに配慮基準を示しております。府としては、周辺の環境保全へ配慮し、地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再エネ導入を促進してまいります。
54	廃棄物、環境物品等	スーパーマーケット等では、エシカル消費や食品ロス防止を呼びかけ、消費者の意識改革・啓発活動につながっている。過去には恵方巻きの大量ロス等もあったが、数量限定・完全予約等の検討が必要。	府内の食品ロス削減に向けては、事業者から消費者までの各主体が問題について認識し、日常における食品ロス削減に向けた取組の実践、商慣習や過剰発注等の見直し、未利用食品を廃棄することなく有効活用するための取組を行うことが重要と考えております。令和4年3月に策定した「京都府食品ロス削減推進計画」に基づき、引き続き事業者・消費者と連携しながら取組の一層の充実を図ってまいります。
55	廃棄物、環境物品等	レジ袋の有料化が府民の間でも浸透し、スーパーマーケットなどで買い物をされる多くの方がマイバッグを持参するようになった。消費者による賢い選択・ごみを作らない購入を考えていきたい。	御意見のとおり、プラスチックの2R(リデュース、リユース)や循環利用を進める必要性が高まる中、令和2年7月からスタートしたレジ袋有料化の効果もあり、マイバッグの持参が進んでいます。また、令和4年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、従来、無償で配付されていた使い捨てスプーンやフォーク等についても、提供事業者に対して使用の合理化(有償提供、代替素材の利用など)が求められることとなり、府民のライフスタイルの変革が進みつつあると考えています。府においても、令和3年1月に策定した「京都府プラスチックごみ削減実行計画」に基づき、事業者・消費者と連携し、取組の一層の充実を図ってまいります。
56	廃棄物・環境物品等	ワンウェイプラスチックの削減等について、府民への啓発施策が不足している。	ワンウェイプラスチック製品の廃棄削減に向けては、令和3年1月に策定した「京都府プラスチックごみ削減実行計画」に基づき、市町村や企業と連携し、マイバッグ・マイボトル等の利用促進に向けた取組を進めてまいりました。いわゆるプラスチック新法が令和4年4月に施行されたタイミングでもあり、御指摘を踏まえ、取組の一層の充実を図ってまいります。
57	森林吸収源	府内では様々なモデルフォレスト運動が行われているが、こうした活動の広報発信や財政支援が必要。	御意見のとおり、府内では次世代に豊かな森林を引き継ぐためのモデルフォレスト運動が広く行われており、令和2年度時点で40箇所広がっています。府では、こうしたモデルフォレスト運動を発展させるため、森林所有者や地域住民等が行う里山林保全活動に対し、市町村と連携して活動経費を支援しています。府民参画・府民協働により京都の森を守り育てるため、こうした支援に加え、森林を守り育てていくことの重要性についての普及啓発、府民の主体的な森林づくりへの参画の促進を図ってまいります。
58	森林吸収源	円安、原油高などの影響で輸入木材が高騰し、調達に難しい今だからこそ、府内産の木材に目を向け、地球温暖化対策に応じた林業を考えることが重要。	府内産木材の利用促進に向け、府では、これまで京都府産木材認証制度や京都府地球温暖化対策条例による建築物への府内産木材の利用促進、木材製品の普及・開発の支援制度に加え、府施設における府内産木材の率先利用を行っています。御意見を踏まえ、今後一層府内産木材の利用促進を図ってまいります。
59	横断的取組	子どもたちへの環境教育の充実に向け、学校や地域社会、関係機関との連携を図り、組織的・計画的な環境教育を充実させ、学びと啓発を推進することに賛同。具体的な推進事例を共有・展開され、連携・ネットワークづくりが前進することを期待。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
60	横断的取組	分散型エネルギーのリソースとしては、地域における再エネ・蓄電池・コージェネレーション等の組み合わせが重要であることから、分散型エネルギーリソースとしてコージェネレーションを追加いただきたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 ・「再エネ設備、EV、コージェネレーション(燃料電池含む)等の分散型エネルギーシステムを有効活用する次世代技術(蓄電技術、バーチャルパワープラント等)のインフラを整備します。」
61	横断的取組	府と市町村との連携・役割分担等について明確化すべき。	御意見のとおり、地域の脱炭素化に向けては市町村との連携が不可欠と考えています。連携のあり方・役割分担については、分野・施策によって異なりますので、各分野・施策ごとに市町村との連携等について明記しています。
62	横断的取組	府の役割としては、府全体で実施すべき施策・対策と基礎自治体が担うべき対策を明確にして、適切な分担をすることが望ましい。さらに基礎自治体を支援、場合によっては複数自治体を連携する対策の仕組みを構築することが望ましい。	
63	横断的取組	府が担うべき役割と基礎自治体が担うべき役割を明確にし、基礎自治体への支援や複数自治体の連携の仕組みが必要。	

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで
- 2 意見募集の結果 20人・団体 79件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
64	横断的取組	京都府地球温暖化防止推進センター等の中間支援組織は、普及啓発活動にとどまらない、基礎自治体の具体的な脱炭素化支援を行う組織と位置付け、強化することが望ましい。また、府内事業者が化石燃料に関わる事業から脱却していく際の「公正な移行」に向けた支援制度も必要。	京都府地球温暖化防止推進センターは、府民への啓発活動にとどまらず、御意見のとおり、現に市町村の計画策定の支援等も行っているところであり、引き続き同センターをはじめとする中間支援組織と連携しながら地域の脱炭素化を進めてまいります。また、脱炭素社会への移行には「公正な移行」が不可欠であることから、府内の中小サプライヤーによる脱炭素ビジネスへの移行に向けて取組の支援等を図ってまいります。
65	横断的取組	京都府地球温暖化防止推進センター等の中間支援組の機能を強化し、適応分野との連携、適応策の普及啓発も進めるべき。	
66	横断的取組	京都府地球温暖化防止推進員の活躍を支援できるよう、中部や北部にも支援する組織が必要。中間支援組織を自治体と共に具体的な脱炭素化支援を行う組織と位置付け、強化してほしい。	
67	横断的取組	「夏休み省エネチャレンジ」は、小学生だけでなく家族・先生も関心を持ち、意識するようになることで地球温暖化対策に関わる人が増える取組。友達とお互いの取組を話し合うことでさらに理解が深まり、共感する力が芽生える、これが環境教育の良さである。	引き続き、次代を担う環境人材の育成に取り組んでまいります。
68	横断的取組	「第13回KYOTO地球環境の殿堂・表彰式」において、府内の高校生が登壇し、多くの来場者の前で環境分野において世界的に大きな功績をあげた表彰者(環境分野を含む様々な学問の第一人者)に対して考えを発表したが、今後、地球温暖化の進行による社会問題を解決し、持続可能な社会の一端を担うであろうと思う高校生にとって将来を前向きに考える契機となるであろう。今後もKYOTO地球環境の殿堂に出席できるようにしていきたい。	御意見いただいた「KYOTO地球環境の殿堂・表彰式」の場など、引き続き次代を担う若者が環境問題について学び・考え・発信する機会を積極的に創出してまいります。
69	横断的取組	計画の推進体制として、基礎自治体において活躍できる「脱炭素地域づくりサポートチーム(仮称)」(育成・認証)制度や、「気候市民会議」の開催支援といった基盤づくりを検討されたい。	府内のいくつかの市町村において、御意見いただいた市民会議を設置し、市民参画による地球温暖化対策計画づくり等に取り組んでいるところですが、そうした事例を府主催の市町村会議で共有する等、市町村の取組を支援してまいります。
70	適応策	分散型エネルギーのリソースとしては、地域における再エネ・蓄電池・コージェネレーション等の組み合わせが重要。再エネの効率的利用設備の例にコージェネレーションを追加するとともに、停電時に活用できるリソースとして、コージェネレーションを追加されたい。	御意見を踏まえ、停電時の活用について以下のとおり追記致します。(効率的利用設備については、再エネの効率的利用が趣旨のため、蓄電池・EMSに限定いたします) ・「停電時(災害時)における民間事業者設置の蓄電池やコージェネレーション等の地域活用を推進します。」
71	適応策	温暖化により「蚊」が媒介する伝染病の発症リスクが高まることを追記願う。	「京都府における気候変動の影響」において、蚊の媒介による感染症の拡大リスク(現状の影響と将来の影響)について明記しています。(p50)
72	適応策	気候変動は府内の伝統行事にも影響が及んでいる。伝統行事の存続は、行事に参加する担い手による伝統行事の継承や後進の育成、伝統産業や文化的活動、観光客や地元の買い物、見物客による地元の経済効果にも影響が出る。伝統行事を続ける上でも、地球温暖化防止対策について考え、今後に備えたい。	御意見のとおり、気候変動による影響は府内の文化・伝統・観光分野にも影響を及ぼしていることが、昨年度実施した京都気候変動適応センターによる調査(伝統・工芸・寺社・庭園に携わる方々へのヒアリング等)で明らかになってきました。現在、こうした影響の評価等も同センターで取り組んでいるところですが、今後、府民の周知を進めるとともに、関係者と京都ならではの対策を実施してまいります。
73	適応策	地球温暖化の進行の影響で近年、夏場の記録的な猛暑日が続く、熱中症の発症で全国的に救急搬送される方が多くなっている。家族や職場の同僚に声掛けしながら、こまめな水分補給やエアコンの適切な利用等の予防的対策が大切。	御意見のとおり、近年、気候変動の影響もあり、熱中症による救急搬送人員、死者数は全国的に高い水準で推移しています。特に、搬送者数の多い高齢者については、家族の方からの声かけやこまめな水分補給、エアコンの適切な利用を促すことが重要であり、府としては京都府薬剤師会や企業等と連携した取組を進めているところですが、引き続き取組を強化してまいります。
74	進行管理	「5年後(2028年)の見直し」となると2030年との関係では時間的に余裕がないこと、「大きな変更」の捉え方が見えにくいことから、例えば3年程度の短い経過期間で見直しをおこなうことも必要ではないか。	(今回の改定前の)計画策定年度から5年経過した2025年度を目途に見直しを予定しています。
75	進行管理	随時、削減実績を評価し、課題認識や改善活動につなげるPDCAサイクルによる自治体脱炭素経営を指向すべきではないか。	毎年度、削減実績・評価指標に加えて、各取組の削減効果についても可能な限り定量的に試算し、分野ごと・施策ごとの課題整理・改善に繋げていくよう進行管理を行ってまいります。
76	その他	節電要請中はイルミネーションを規制すべきである。また、官公庁施設の空調に関して、室温に基準値を設けるべきである。	節電要請については、府民に対し省エネや脱炭素型の製品・行動を選択いただくよう呼びかけているところであり、府庁においても、暖房を使用する場合は室温が19℃になるように設定するなど、率先して省エネ・節電行動を徹底するとともに、府内市町村や関係団体にも協力を呼びかけています。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月9日(月)まで
- 2 意見募集の結果 20人・団体 79件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
77	別冊(環境配慮基準)	風力発電事業の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として保安林、海岸保全区域、河川区域、公園区域等が含まれているが、これまでの導入実績、開発手続の規定が存在すること、導入ポテンシャルが大きいことを踏まえて、上記の区域を府の基準として一律に除外するのではなく、市町村が考慮すべき区域としていただきたい。	基準設定にあたっては、再エネ促進の観点から、市町村の裁量が最大限確保されるよう検討を進めてきたところですが、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」については、各法令の許可基準等と整合を図り、太陽光発電又は風力発電のための施設の設置が困難な区域として定めたものになります。
78	別冊(環境配慮基準)	府の基準案では、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域として、保安林、国立・国定公園特別地域などが区分されている。一方、国の基準では、当該区域は市町村が考慮すべき区域・事項に位置付けられている。これらの扱いが国の基準と異なるのはなぜか。特に、保安林については風力発電ではすでに解除実績もある。	都道府県基準は、都道府県において、地域の自然的・社会的条件に応じて環境保全への適正な配慮が確保されるよう定めるものとされています。基準設定にあたっては、再エネ促進の観点から、市町村の裁量が最大限確保されるよう検討を進めてきたところですが、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」については、各法令の許可基準等と整合を図り、太陽光発電又は風力発電のための施設の設置が困難な区域として定めたものになります。 また、保安林は原則森林以外の用途に転用することはできず、太陽光発電又は風力発電のための施設を設置しようとする場合、あらかじめ保安林の指定の解除が必要であることから、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」としています。 なお、保安林の指定が解除された場合は「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」には該当しません。
79	別冊(環境配慮基準)	促進区域から除外された区域でも、環境への影響を回避する対策が施されていれば、事業化が可能であることを明記願う。	御意見のとおり、促進区域外でも再エネ事業の実施は可能であり、正しい理解が進むようホームページ等で制度の周知に努めてまいります。